



ケープタウン条約・航空機議定書 制定の経緯と概要

(一社)日本航空宇宙工業会
平成24年9月11日セミナー

慶應義塾大学法科大学院 教授
森・濱田松本法律事務所 パートナー
増田 晋

プレ条約時代の航空機ファイナンス(1)

担保権が国毎に異なり、効力も弱い

- 1 航空機については、その登録地の担保権を用いるのが一般（主として国際私法上の要請）
 - ・担保権は国毎に内容・効力が異なり、カントリー・リスクが増大
 - ・特に、私的実行の可否や倒産時の救済について、担保権者の立場が極端に弱い国も多く、法的リスクが増大
- 2 アセットベース・ファイナンスの場合は、デフォルト時に担保権者が迅速に担保物を占有回復し再利用できないため、致命的欠陥となる

プレ条約時代の航空機ファイナンス(2)

外国担保権の実行・順位に関する法的リスク

- 1 登録国での担保権を所在地国で実行する場合、その効力や優先順位がそのまま認められるとは限らない
- 2 リース機の場合、レッシー(エアライン)変更は登録変更となり、既存のセキュリティー・パッケージの新規設定が必要(優先順位が引継がれない)
- 3 予見可能性のない場合の金融機関やリース会社の動向
 - ・法的リスクの高い中南米やアフリカ諸国に対するファイナンスに消極的
 - ・法的リスクに対応した上乗せ金利設定

ケープタウン条約による解決

- 1 新たな手法：国際間を移動する高額物件（航空機、鉄道車輛及び宇宙物体）を対象とする担保設定、所有権留保売買及びリースに関し、条約により、国内法とは別の国際的権益（International Interest）を創設し、統一された救済内容と国際登録の順位による優先効を提供する制度
- 2 メリット：航空機特有の法的リスクの解消によるWin・Win
 - ・金融機関・リース会社は航空機ファイナンスが容易となる
 - ・エアラインは安い資金コストで航空機が調達できる
 - ・航空機（部品）メーカーの販売拡大に資する
 - ・利用客は低運賃のメリットを享受する

条約概要(1)/総則

- 1 条約と議定書の二本立構造（両者を読む必要がある）
- 2 条約が対象とする国際的権益（International Interest）
 - ・担保権設定契約により担保権者に与えられた権益
 - ・所有権留保売買契約により売主に与えられた権益
 - ・リース契約によりレッサーに与えられた権益
- 3 適用範囲：国際的権益を生じさせる契約締結時に、債務者が締約国に所在する場合、又は、航空機の登録国が締約国である場合
- 4 国内取引（航空機が日本登録で関係者全てが日本人の取引）については不適用宣言が可能

条約概要(2)/債権者の救済

- 1 債務不履行時の私的実行の認容：債権者は、原則として裁判手続によらず、航空機の占有を回復し、売却やリースもできる（それに伴う登録抹消も可能）。
 - ・但し、デクラレーションにより裁判所の許可にからしめることも可能
- 2 倒産時の救済規定：各国はハードルールかソフトルールを選択（米国連邦破産法1110条をモデルとする）
 - ・ハードルール（待機期間内に債務を支払うか、そうでなければ航空機返還の私的実行）
 - ・ソフトルール（準拠法に従った航空機の占有回復と、裁判手続による売却）

条約概要(3)/国際登録制度

- 1 国際登録所 (Registrar: Aviareto Ltd.) と監督機関(ICAO)
- 2 機能1：航空機に関する物権関係を国際登録に集約し、関係者の権利調査を簡便化し、公示機能を充実させ、かつ、競合する権利関係については国際登録の順位で優先関係を決定
- 3 機能2：買主は登録された国際的権益のみを負担し、登録されていない権益を無視できる
- 4 機能3：航空機売買について、物権変動の対抗要件となる
- 5 電子登録制度
- 6 国内登録との関係は各国が決定

条約概要(4)/デクラレーション

- 1 本条約は、各国の法制度や当事者の権利義務に重要な影響を及ぼすことから、締約国に対し、随所に宣言（必要的、Opt-In又はOpt-Out）により条約の内容を多様化することを認め、批准しやすくする工夫をしている：
 - ・ デクラレーションの代表例：債務不履行時の救済（条約 § 8 I & § 54）、倒産時の救済（議定書 § X I & § XXX）、優先債権の範囲（条約 § 39）、国内取引不適用（条約 § 50）
- 2 現在の重要な課題は、OECD適格宣言の受諾の是非
- 3 国内法化の考え方にも関係